

改正省令附則第3項第2号関係

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

柏市消防局長 殿		年 月 日	
		届出者 ① 住所 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
		氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
② 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
製造所等の別	③ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	④ 一般取扱所
設置の許可年月日及び許可番号	⑤ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		第〇〇〇〇号
設置場所	⑥ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇		
在庫管理に従事する者の職務及び組織	⑦ 所長：責任者 在庫管理者兼点検実施者：危険物取扱者（従業員）		
在庫管理に従事する者に対する教育	⑧ 責任者は、本届出による計画に基づき毎年〇月に、一般取扱所の構造、設備に関する事項、在庫確認と管理に関する事項、異常時の対応等の事項について教育を実施する。		
在庫管理の方法	⑨ 危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理及び漏えい検査管による確認を1週間に1回以上を行い、点検記録簿に記録をする。 漏えい検査管に油の付着が疑われた場合は、直ちに異常時の行動をとる。		
危険物の漏れが確認された場合取るべき措置	⑩ 点検実施者は異常が疑われた場合、速やかに責任者に報告するとともに、その疑いの原因の特定に努める。 油漏えいが発覚した場合、速やかに柏市消防局火災予防課まで通報し、業者に詳細な検査を依頼する。		
その他必要な事項	⑪ 記録簿は責任者が保管し、常時提示できるよう管理する。		
※ 受付欄	※ 備考		

- 備考
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

- ① 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書にて届出されている運営者の住所及び氏名としてください。
- ② 許可申請書又は最新の設置者等変更届出書に記載されている設置者と同一の方としてください。
ただし、届出時において過去の申請・届出のときと設置者が変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ③ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、〇〇貯蔵所は「貯蔵所」、〇〇取扱所は「取扱所」と記入してください。
- ④ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑤ 許可申請書に記載されている設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
- ⑥ 許可申請書に記載されている設置場所と同一にしてください。ただし、届出時において過去の申請時と設置場所が土地区画整理事業等により変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ⑦ 在庫管理を実際に行う方を明確にするとともに、実施を補助する方、実施を管理監督する責任者を明記し、在庫管理を行う組織体制を記入してください。
- ⑧ 在庫管理に従事する方に対しての必要な教育計画を立ててください。
例として、組織体制及び届け出る施設の構造、設備、在庫管理の確認・管理の方法、危険物の漏れを覚知した場合の対応等の事項が教育事項として挙げられます。
これらの教育は継続して行うものなので、教育時期も決めてください。
- ⑨ 在庫管理について、どのような方法で確認し、在庫量の情報を管理しているかを記入してください。
また、漏えい（疑い含む）を判断する指標を明確に決めてください。
- ⑩ ⑨で定めた指標による漏えい（疑い含む）があった場合に実施する拡散を防止するための措置を記入してください。
（例） 施設の使用を停止し、漏えいの原因調査を専門業者へ依頼するとともに消防機関その他関係機関への通報を行う。
- ⑪ その他必要な事項があれば記入してください。

※⑦から⑩については、「別紙のとおり」と記入し、別紙に記入した計画書を添付することもできます。

補足事項

- ① 手続きの時期：いつでも手続きできます
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者又は運営者からの委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 届出部数：2部
- ⑥ 必要書類
 1. 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書
 2. 漏えい計画書等の内容について確認できるもの(記入要領参照)
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項

副本返却後より、計画書による管理が始まります。
消防が後日実施状況を確認に伺うので、事務所等で届出書は保管していただき、計画の実施状況は確認できるよう記録をつけてください。
計画の実施状況が確認できない場合、点検周期の延長は無しとなります。